

平成26年第1回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成26年1月27日 金曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 25名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

3番 棚原文男 委員 6番 渡真利等 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請のついて

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受的確証明願について

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(賃借権の設定)

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明願いについて

日程第9 報告第1号 現況証明願等について

平成26年第1回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成26年1月27日 金曜日 14時05分 から 16時12分
2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室
3. 出席委員 (25人) 委員数 (29人)
4. 欠席委員 (4人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席
1	仲間末司		×	11	玉元正助		○	21	長崎次登		○
2	下地泰斗		○	12	本村弘幸		○	22	久貝安男		○
3	棚原文男		○	13	久貝正吉		○	23	砂川博克		○
4	上地洋美		○	14	川満里志		○	24	島尻隆義		○
5	砂川博一		○	15	下地勇徳	職務代理	○	25	奥浜健		○
6	渡真利等		○	16				26	喜屋武隆		○
7	濱川清重		○	17	仲里敏夫		○	27	前泊 恵		×
8	下地盛一		○	18	砂川寛裕		×	28	佐久田強		×
9	島尻幸夫		○	19	芳山辰巳		○	29	佐久田寛勇		○
10	上里弘		○	20	長濱国博		○	30	野崎達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男
 3番委員 棚原文男 6番委員 渡真利 等

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 砂川 肇 次長 仲間 毅 次長兼農政係長 上地 寿男
 次長兼農地係長 本村 博信 主任主事 豊見山 徹

7. その他の出席者

沖縄県農業振興公社
 農地調整員 上地 邦彦

開 会 14時05分
 閉 会 16時12分

8. 会議の概要

平成26年1月27日

開会： 14:05

議長 ただ今から平成26年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。

出席委員は25名で、定数に達しておりますので、宮古島市会議規則第11条により総会は成立しております。本日、4名欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、3番棚原文男委員、6番渡真利等委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の仲間毅氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)」についてを議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)は7件でございます。まず、受付番号1番から7番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から7番までは、議案書9ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地の場所は、砂川小学校の北100メートルに位置し、本人は宮古島市市議会を勇退して農業を専門にしていこうとのこと。当地は、夏植えと収穫予定のサトウキビが植え付けされていました。

6番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、来間小中学校の南側の楽園の果実という工場から南約250メートルに位置し、現在かぼちゃが植え付けされており、周囲農地はサトウキビとハウスがありました。

8番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、入江部落に入る手前にある入江西団地から西側300メートルに位置し、当地にはサトウキビが作付けされていました。本人は今後もサトウキビ作をしていこうとのこと、周辺農地への影響はないと思います。

9番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、上野庁舎の南側市営ガーラバリ団地の南西500メートルに位置し、最近ほ場整備が終わったばかりで、周辺農地はサトウキビ畑と葉たばこの植え付け準備をしていました。本人も葉たばこ農家で収穫後は葉たばこの拡大栽培を予定しています。

24番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、宮古島海宝館西側100メートル道路側に位置し、本人はサトウキビを栽培しており、取得する場所は土地整備されていてキビ作を拡大することになっております。周辺の畑もキビ作が行われており、周辺の農地へも影響ないと思います。

26番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、腰原にある沖縄電気保安協会の西側の路地を南に約200メートルほど行った所にある牛舎と資材置き場の隣に位置し、調査に行った日には休耕地でしたが重機を入れて整備されておりました。取得後はキビ作を予定しているとのこと。受付番号9番と関係していません。

29番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、宮原線から一周道路に出て高野部落に向かって約500メートル進んだ右側に位置し、以前は半分はキビ作、半分は更地でしたが、取得後はキビ作と野菜栽培を予定しているとのこと。本人は、以前から野菜の無人販売をしていたので、営農に意欲的で周辺の農地にも影響ないと思います。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)受付番号1番から7番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)は、4件でございます。まず、受付番号8番から11番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号8番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号8番から11番までは、議案書16ページから19ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

22番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、トラック協会から空港に向かって突き当たりの左側に位置し、現在はサトウキビをハーベスタで収穫した後でした。本人はこれまでもサトウキビ作をしており、当地取得後にはサトウキビ作拡大を予定しております。

26番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、高野集落より細竹に向かう高野・川満線の坂の手前東側約200メートル入ったところに位置し、当地は今期収穫予定のサトウキビが植え付けされていました。周辺の農地もサトウキビが植え付けられており、周辺農地にも影響ないと思います。

5番委員 受付番号10番11番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地10番について、上与那原は東山ファームポンドの西側300メートル、西更竹は上区公民館の北側200メートルに位置し、本人と譲渡人は兄弟で、本人の退職に伴い営農を始めるとのことです。申請地11番は、上区公民館の北側200メートルに位置し、現在は草地になっております。10番と同様、譲渡人と兄弟で、本人退職に伴い営農を始めるとのことです。意欲的なので周辺農地にも影響はないと思われま。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用賃貸借権の設定)受付番号8番から11番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)は、5件でございます。まず、受付番号12番から16番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号12番から16番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号12番から16番までは、議案書20ページから24ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)受付番号12番から16番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題とします。8件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果をお願いします

8番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

本人は、サトウキビ作を中心にアロエベラ栽培、ハーベスタの助手をしています。農地の買受後には、キビ作を予定しております。

7番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

本人は、毎日畑に出てサトウキビ栽培を頑張っております。現在、西原地区のほ場整備が進んでますが、その整備の推進・幹事としても頑張っております。

22番委員 受付番号3番4番について、現地調査の結果を報告いたします。

3番について、本人は現在マンゴーハウスをやっていますが、畜産も営んでおり、入札予定地は草地にする予定であります。4番について、本人は電気屋をしながらサトウキビ作をしております。これからもサトウキビ作をするということで、植え付けは家族でやって収穫はハーベスタでやっています。

24番委員 受付番号5番から8番について、現地調査の結果を報告いたします。

5番から8番について、本人はサトウキビ作をしていますがキビ作をするに関しては優秀で、ハーベスタを導入するにあたりキビ作を拡大する予定であります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願い」受付番号1番から8番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権の設定)の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(利用権の設定)は、9件でございます。まず、受付番号1番から9番までのご説明いたします。

【議案第3号、受付番号1番から9番朗読説明、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、徳洲会病院の南側シバリ地区に位置し、現在は基盤整備事業を行っている場所で、本人は整備事業をする前から小作をしており、所有者は不在地主で整備事業を機に利用者本人からの利用権設定をしたいと申し出がありました。

4番委員 受付番号2番、3番、4番について、現地調査の結果を報告いたします。

2番所在地は、川満部落の東側にあるゴミ最終処分場の入り口西隣に位置し、現在はビニールハウスでゴーヤーの植え付けがされております。

3番所在地は、川満部落の北側の川満公園から南の方に向かって150メートルの場所にありません。現在はマンゴーの苗や路地野菜が植え付けられているが、ビニールハウスを建てて野菜を栽培する予定とのことです。

4番所在地は、元のサキダ養鶏場の北側にありJAのリースハウスの東隣に位置します。現在ビニールハウスでピーマンを栽培しており、本人と所有者は夫婦であります。

10番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、吉野公民館を東平安名崎へ向け700メートルの場所に給水栓があり、そこを左折し約30メートル右側に位置します。現在はたばこ作の準備がされており、周辺農地はサトウキビが植え付けられております。

13番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、狩俣のふれあいランド公園トイレ側のカーブがかかった道の北側に位置します。周辺は基盤整備されておりサトウキビが植え付けられております。今回利用権設定する土地は一部原野になっている部分もありますが、設定後は開墾して畑にするということです。

14番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、福東集落の地下ダム資料館の北東約500メートルに位置します。現在ビニールハウスが建っております。本人は城辺町時代に利用権設定をしていたが、合併後は利用権設定をしていなかった為、今回を機に利用権設定することになりました。現在はビニールハウスでロンやゴーヤー作をしております。

19番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、宮国部落公民館から東側の集落の外れに位置し、本人は野菜・果樹を栽培しております。利用権設定後はマンゴー栽培を規模拡大予定しております。

24番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、国道390号線保良・福里線交差点より新城部落へ約400メートルに位置し、おっぱい山に隣接しております。当地はサトウキビが植え付けてあり、周辺農地もサトウキビ作が広がっております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権の設定)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第5号議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は4件でございます。まず、受付番号1番から4番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から4番朗読説明、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、高野部落の南側出入り口の十字路から南側へ500メートルの場所に位置し、周辺農地はほ場整備されていて主にサトウキビが栽培されております。北側と南側にはマンゴーハウスがありました。当地は、去年サトウキビ収穫跡地になっていてセンダングサが生えていました。

8番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、上野JA給油所の南側の上野線を平良向けに行ったところに霊法会という建物の東側100メートルに位置し、その土地と隣接して所有している本人の土地があり、取得後は所有している土地とひとつにしてたばこ作を予定しております。

24番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、宮古島オーシャンリンクス正門から南に約300メートルの場所に位置し、現在は牧草が植え付けされておりました。周辺農地はさとうきびが植え付けされておりました。本人は畜産を専門にしております。

25番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、城辺下南公民館から北へ約500メートルの場所に位置します。ほ場整備はされておらず、周辺農地は草地とサトウキビ作が広がっておりました。取得後はサトウキビ作をする予定になっております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案の通り決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案の通り決定いたしました。

議長 休憩します。

休憩： 15:05

再会： 15:19

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は、3件でございます。まず、受付番号1番から3番までのご説明いたします。

【議案第5号、受付番号1番から3番朗読説明、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いしたいと思いますが、受付番号1番と2番は関連しておりますので、一括して現地調査の結果並びに説明をお願いします。

11番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される4条許可申請の現場調査を平成26年1月16日、午前10時20分から11時30分まで行いました。調査委員は11番委員私、玉元と21番委員長崎次登委員、野崎会長、宮古農林水産振興センタースタッフ、中村主任、宮城主任、事務局より仲間次長の6人でおこないました。始めに午前10時20分から説明を受け、伊良部地区の現地調査を4条2件を行いました。調査の結果、特に違反は見受けられませんでした。

受付番号1番2番の現場状況を説明いたします。

申請地は、県道95号線の道路沿いに位置し、原野と宅地に囲まれており、50メートル南側に徳洲会伊良部診療所がある。農地の広がりはなく、宅地の広がりが増加傾向にある。

区分は原野と宅地で分断された10ha未満の第2種農地と判断しました。

受付番号2番も同様なので省略いたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番・2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。平成26年1月17日、午後2時から午後5時20分まで行いました。調査委員は7番委員、私濱川委員、8番委員下地盛一委員、野崎会長、宮古農林水産振興センターから中村主任、宮城主任、事務局から砂川局長、仲間次長の7人で行いました。始めに午後2時から午後2時20分事務局にて今回の調査内容等の説明を受け4条1件、5条7件、非農地1件の現地調査を2時20分から5時まで行い、5時から5時20分まで調査内容の整理を行いました。特に、違反は見受けられませんでした。

受付番号3番の現場状況を説明いたします。

申請地は、平良漁港より北へ約1キロ先の下崎方面と西仲宗根方面へ行く交差点より北へ55メートルほどの右側の一角に位置し、農地の広がりには特になく、住宅の広がりが増加傾向にあります。区分は、平良漁港より1キロメートル区域にある、第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長 次に、日程第7議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 まず始めに受け付け番号7番8番について、申請者より事前に取り下げの申請が出ていますので取り下げしますのでご了承願います。受付番号9番を7番としていただきますよう訂正をお願いします。それでは、今月の農地法第5条申請は、7件でございます。まず、受付番号1番から7番までのご説明いたします。

【議案第6号、受付番号1番から7番朗読説明、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番の現場状況を説明いたします。

申請地は、徳洲会の北側約200メートル先にあるレオクリニック北側30メートルに位置し、原野と住宅に分断された農地の一角にあります。農地の広がりはなく、住宅の広がりが増加傾向にあります。
区分は、原野と宅地に分断された10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号2番の現場状況を説明いたします。

申請地は、市立南小学校南東300メートル、徳洲会西側100メートルに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第1種低層住宅専用区域)が定められています。農地の広がりはなく、住宅の広がり住宅区域になっております。区分は、都市計画法第1種低層住宅専用区域の第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異義ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号3番の現場状況を説明いたします。

申請地は、旧宮古病院裏道路沿いに位置し、周辺は宅地になっています。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第1種低層住宅専用区域)が定められております。農地の広がりはなく、住宅の広がりもありません。区分は、都市計画法第1種低層住宅専用区域第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異義ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号4番の現場状況を説明いたします。

申請地は、集落より1キロメートル西側に位置し、周囲は海と原野に囲まれています。農地の広がりはなく、住宅の広がりもありません。区分は、原野と道路に分断された10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異義ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異義ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

7番委員 申請地は、集落の北側、池間大橋の西側北海岸線道路沿いに位置し、農地の広がりはなく、住宅の広がりもありません。区分は、原野と道路に分断された10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異義ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異義ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 申請地は、県道78号線沿いメモリアルパーク葬儀場内に位置し、農地の広がりはなく、住宅の広がりもありません。区分は、原野と道路に分断された相当数の街区を形成している第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号7番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 申請地は、県道370号線道路沿い、宮古島市消防上野出張所の隣に位置し、原野と道路に分断されています。農地の広がりはなく、住宅の広がりもありません。区分は、原野と道路に分断された10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第7議案第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第8議案第7号非農地証明についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いは、1件でございます。まず、受付番号1番の説明をいたします。

【議案第7号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙資料参照】

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果並びに説明をお願いいたします。

8番委員 申請地の中にはお墓があり、周囲には雑木類が生い茂り農地としては利用困難と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第9報告第1号現況証明願等についてを報告します。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 今月の報告の現況証明願等は、2件でございます。まず1番から順次報告いたします。

【報告第1号、受付番号1番から順次朗読説明、内容省略、別紙資料参照】

以上で今月の報告を終わります。

議長 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をもってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することに異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

それでは、以上をもちまして、平成26年第1回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会： 16:12

平成26年1月27日

会 長	野 崎 達 男
3番委員	棚 原 文 男
6番委員	渡 真 利 等